



平成27年1月21日

江東区長

山崎孝明様

江東区特別職報酬等審議会

会長 中村浩紹

特別職の報酬及び給料の額の適否について（答申）

平成27年1月14日付をもって諮問のあった標記の件について別紙のとおり答申します。

江東区特別職報酬等審議会委員

会 長 中 村 浩 紹

会長職務代理者 石 島 龍 治

委 員 網 代 良 太 郎

委 員 天 野 幸 子

委 員 金 田 惠 美 子

委 員 小 泉 明

委 員 服 部 隆 志

委 員 古 澤 美 和

委 員 松 土 英 男

委 員 松 本 光 史

平成26年度江東区特別職報酬等審議会答申

1 はじめに

江東区特別職報酬等審議会（以下「本審議会」という。）は、平成27年1月14日に、江東区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、江東区長から特別職の報酬及び給料の額（以下「報酬等の額」という。）の適否についての諮問を受けた。

本審議会は2回の会議を開催し、各委員が、区民各界の代表者として、公平な立場で、広範な視点から諮問事項について活発な意見交換を行った。また、審議については、提出された資料に基づき本区の行財政運営の現状、他区の状況等を勘案し、多面的かつ慎重に進めた。

2 特別職報酬等の基本的な考え方

特別職の報酬等の額は、次の3つの原則に基づき決定されなければならない。

- (1) その職責の重要性に見合ったものであること。（職務と責任の原則）
- (2) 一般職の給与及び他区の特別職の報酬等の額との均衡を図ったものであること。（均衡の原則）
- (3) 社会経済情勢や区の財政状況等を踏まえたものであること。（情勢適応の原則）

3 特別職の職責について

特別職のうち区長及び副区長は、区民の負託に応え、平穏かつ安全な社会環境の整備と区民福祉の一層の向上を図るため、公正かつ公平に自立した区政運営を先導する立場にある。その担うべき役割と職責は一層重要性を増している。

一方、区議会議員においても、区民の代表として区政の方向を決めるほか、多様化する区民要望の実現や調整、区政が直面する諸課題の解決のため、これまで以上に各種施策に係る調査研究や区民ニーズの把握等、広範にわたる議員活動が求められており、その役割と職責の重要性は増している。

加えて、本区は5年後の2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたまちづくり

を加速させるとともに、平成27年中に人口50万人都市の仲間入りをする事が予測されており、臨海部を中心としたマンション建設等による急激な人口増加による、保育所や義務教育施設の早急な整備が必要となっており、同時に防災・減災への対策等取り組むべき課題は増加している状況にある。

このような喫緊の課題にも早急な対応と判断を求められる特別職の職責は、極めて重大であることも勘案し、審議を行った。

4 改定をめぐる諸状況について

特別区の一般職の給与については、特別区人事委員会の勧告に基づき各区で定めているところであり、平成26年度の同勧告における改定は、月額0.20%の引上げ及び特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数0.25月の引上げとなっている。

一方、本区の特別職の報酬等の額については、平成26年1月24日の答申に基づき、平成24年度と25年度の一般職の改定率であるマイナス0.19%とマイナス0.14%を合わせ、平成26年4月1日より月額マイナス0.33%の改定を行ったところであり、報酬等の月額については、過去18年間、据え置きもしくはマイナス改定の状況を継続して今日に至っている。

今年度の他区の改定状況を見ると、上記勧告を踏まえて現時点で約半数の13区において月額または期末手当について、職員と同率程度の引上げを行っている。

なお、本答申時点で報酬等の月額を他区と比較すると、本区は、区長については上位から8番目、その他の役職では4番目から11番目となっている。

日本経済の状況は、企業の業況判断はおおむね横ばいとなっており、内閣府が昨年12月と本年1月に発表した10月・11月の景気動向指数速報値によると、10月は前月比が2か月連続で上昇し、11月は前月比1.0ポイント下降の108.9となったものの、景気は緩やかな回復基調が続いている。一方、本区の財政状況については、人口増加による税収増、職員定数の削減、事業の民間委託、施策の積極的な見直しや事務の効率化等の行財政改革の効果もあり健全な状態にある。しかしながら、歳入環境は景気動向に左右される脆弱な状況にあり、

歳出面でも高齢者福祉費、生活保護費をはじめとした社会福祉関連費等の伸び等が依然として見込まれるなど、予断を許さない状況に変わりはなく、引き続き健全財政を維持する必要がある、この面における特別職の職責も重いものがある。

5 結 論

以上より、報酬等の額については、前述した 2020 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたまちづくりをはじめとする社会基盤の整備等、区政課題の増加も見込まれることなども踏まえたうえ、他区の改定状況等を考慮し、報酬等の額を改定する必要があると判断し、改定率については月額につき一般職と同程度の 0.20% の引上げ、期末手当においても 0.25 月の引上げ改定が妥当であるとの結論に至った。

なお、報酬等の額及び実施時期については、以下のとおりとする。

(1) 報酬等の額

区 長	1, 153, 000円	(2, 000円増)
副 区 長	921, 000円	(1, 000円増)
議 長	921, 000円	(1, 000円増)
副 議 長	794, 000円	(1, 000円増)
委 員 長	669, 000円	(1, 000円増)
副 委 員 長	637, 000円	(1, 000円増)
議 員	608, 000円	(1, 000円増)

(2) 実施時期

平成27年4月1日

*ただし、期末手当については、今年度から実施する。

6 おわりに

本審議会は、区長の諮問を受けた委員としてその職務の重要性を深く認識し、広範な視点から慎重かつ誠実に審議を行った。その結果、区政の現状の中で、特別職における職責の重要性その他の諸事情を十分に考慮し、以上のような結論に至ったところである。

特別職各位におかれては、今後とも区民の信頼と負託に応え、簡素で効率的な区政運営と円滑な議会運営を通じて、区民福祉の向上に向けて尽力されることを期待するものである。